答　申　書

令和４年５月３０日
徳島県市町村総合事務組合情報公開審査会

第１　審査会の結論

徳島県市町村総合事務組合管理者（以下「実施機関」という。）が令和２年９月３０日徳総発第１５２３号で行った行政文書部分公開決定（以下「本件決定」という。）において非公開とした部分のうち、別表２に掲げる部分については公開すべきであるが、その他の部分については非公開が妥当である。

第２　審査請求の内容

徳島県市町村総合事務組合情報公開条例（平成２５年組合条例第３号。当該条例を指すときは、以下、単に「条例」という。）第６条第１項の規定に基づき、審査請求人が「徳島滞納整理機構の活動状況について（令和２年５月３１日現在）４　滞納処分状況の差押件数５３０件の不動産売却以外の債権取立額の日時、金額及び差押え債権について記載の文書」（以下「本件文書」という。）の公開を請求したことに対し、実施機関が本件決定を行った。これに対して、審査請求の趣旨は、「１　実施機関が審査請求人に対し令和２年９月３０日付けでなした行政文書（「徳島滞納整理機構の活動状況について（令和２年５月３１日現在）」に記載する差押件数５３０件の内、不動産売却以外の債権取立の日時、金額及び差押債権について）の非公開決定を取り消す」、「２　実施機関は、審査請求人に対し、前項の行政文書を公開せよ」、との裁決を求めるものである。

第３　審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件文書の公開請求に対し、別表１に掲げる「「徳島滞納整理機構の活動状況について（令和２年５月３１日現在）」に記載する差押件数５３０件の内、不動産売却以外の債権取立の日時、金額及び差押え債権について」とする文書（以下「本件対象文書」という。）を対象の行政文書として特定し、条例第７条第１号、同条第２号、同条第４号ア及び同条第６号

に該当する箇所を非公開とする本件決定を行ったものである。

第４　審議の経過

実施機関は、令和３年９月２日、本件決定に対する審査請求について審査会（徳島県市町村総合事務組合情報公開審査会）に諮問した。

審査会は、令和３年９月８日（令和３年度第１回審査会）から令和４年３月３１日（令和３年度第６回審査会）までの間に６回の審議を行った。

第５　審査会の判断

１　審議の方法

審査会は、本件対象文書、審査請求人の審査請求申立書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び意見書における主張を具体的に検討しつつ、必要な調査を適宜実施し、その他の記録資料をも踏まえた結果、以下のように判断する。

なお、審査会は、審査請求人による条例第２３条第１項及び同条第３項に規定する手続の実施が必要不可欠であるという旨の主張を相当と認め、当該各手続を実施した。

２　文書の特定について

（１）審査請求人の主張の要旨は次のとおりである。

文書の特定が不十分である。

審査請求人が請求した本件文書には、差押調書も含まれるところ、本件対象文書には差押調書は含まれていない。

本件文書は、実施機関が開示した本件対象文書以外の行政文書が含まれる可能性が高い。なぜなら、実施機関が開示した本件対象文書は、別の一次資料（例えば、差押調書など）をもとに作成された可能性が極めて高いからである（実施機関が開示した本件対象文書のもとになった一次資料が本件文書に該当することは明らかである。）。

（２）これに対し、実施機関の主張の要旨は次のとおりである。

審査請求人作成の行政文書公開請求書に基づき、審査請求人が求める「滞納処分状況の差押件数５３０件の不動産等売却以外の債権取立額の日時、金額及び差押債権について」の情報が全て記載された文書が本件対象文書であったから、これを部分公開したのであり、文書の特定に問題はない。

（３）審査会の判断は次のとおりである。

確かに、本件対象文書は、実施機関が便宜的に種々の情報を統合した資料であるように見受けられ、本件と同様の手続において他の地方公共団体等が開示している文書と比較すると、やや特殊な性質のものであることは否めない。しかしながら、審査会において確認したところ、本件対象文書は、審査請求人による本件文書の公開請求があったことに関係なく、もともと原資料として存在していた文書ということであり、すなわち当該文書自体が一次資料ということである。この点、審査請求人は、２０２０（令和２）年９月１７日付け「行政文書公開請求書」において、「公開を請求する行政文書の名称又は内容」として「徳島滞納整理機構の活動状況について（令和２年５月３１日現在）４　滞納処分状況の差押件数５３０件の不動産売却以外の債権取立額の日時、金額及び差押え債権について記載の文書。」を挙げているところ、審査請求人が差押調書そのものを請求した形跡はうかがえない。そして、審査請求人による上記請求内容と、本件対象文書の記載内容を照らし合わせれば、本件対象文書というのは、紛れもなく審査請求人が請求した内容が記載された文書であるから、文書の特定についての問題は生じていないといえる。

３　理由の不備について

（１）審査請求人の主張の要旨は次のとおりである。

理由不備の瑕疵がある。

最高裁平成４年１２月１０日判決・最高裁判所裁判集民事１６６号７７３頁を参照すれば、本件決定の際の理由は、条例第７条各号所定の非公開事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知することができず、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保していないし、審査請求人の不服申立てに便宜を与えるものになっていないことは明らかである。

徳島県市町村総合事務組合管理者作成の行政文書部分公開決定通知書（以下「本件通知書」という。）において、「非公開とする部分の概要」は、非公開事由の標題を記載したにすぎないし、条例第７条第６号に関する記載は全くない。本件通知書の「根拠規定を適用する理由の内容」が、根拠規定を適用する理由になっていない。

（２）これに対し、実施機関の主張の要旨は次のとおりである。

理由不備の瑕疵はない。

本件対象文書の性質及び本件通知書の内容から、審査請求人としては、本件対象文書に特定の個人や法人を識別できる情報が記載されており当該部分が条例第７条第１号及び同条第２号に該当するために非公開となったことを了知することができた。

また、本件対象文書の性質及び本件通知書に根拠規定として条例第７条第６号が挙げられていることから、本件対象文書に任意提供情報が記載されているため非公開となったことを直ちに了知することができた。

（３）審査会の判断は次のとおりである。

ア　審査請求人が指摘する最判平成４年１２月１０日判タ８１３号１８４頁（以下「平成４年最高裁判決」という。）は、東京都公文書の開示等に関する条例７条に基づいてされた公文書の非開示決定について、理由付記の不備があることをもって取消しの結論を導いたものであり、理由付記の程度について判断するにあたり先例となるものである。この点について、平成４年最高裁判決は、「理由を付記すべきものとしているのは、・・・非開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してそのし意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきである。・・・このような理由付記制度の趣旨にかんがみれば、公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例９条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例７条４項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない」と判示したのである。

そこで、本件通知書を見ると、「非公開とする部分の概要」としては「個人に関する情報、法人その他団体に関する情報等を含む部分」、「非公開とする根拠規定」としては「徳島県市町村総合事務組合情報公開条例第７条第１号、同条第２号及び同条第６号に該当」、「根拠規定を適用する理由」としては「徳島県市町村総合事務組合情報公開条例第３条の規定に基づき、個人に関する情報が保護されるよう、最大限の配慮をしなければならないため」との記載がある。そうすると、本件にお

いては、単に根拠規定を示すだけではなく、「非公開とする部分の概要」や「根拠規定を適用する理由」を示していることで、開示請求者すなわち審査請求人としては、条例第７条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかを了知し得たものといえる。

　これに対し、平成４年最高裁判決において問題となった東京都公文書の開示等に関する条例９条８号の規定を見ると、開示の請求に係る公文書に、「監査、検査、取締り、徴税等の計画及び実施要領、渉外、争訟、交渉の方針、契約の予定価格、試験の問題及び採点基準、職員の身分取扱い、学術研究計画及び未発表の学術研究成果、用地買収計画その他実施機関が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が損なわれるおそれがあるもの、特定のものに不当な利益若しくは不利益が生ずるおそれがあるもの、大学の教育若しくは研究の自由が損なわれるおそれがあるもの、関係当事者間の信頼関係が損なわれると認められるもの、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの又は都の行政の公正若しくは円滑な運営に著しい支障が生ずることが明らかなもの」に該当する情報が記録されているときは、当該請求に係る公文書の開示をしないことができるとするものである。これは、平成４年最高裁判決の原審である東京高判平成３年１１月２７日判タ７７２号８６頁が「本条例９条８号は、１号から７号までの要件に該当しないが、開示しないことが相当である場合について、その前段で対象文書の範囲の側面から、後段で文書を開示することによって生じる障害事由の側面から、複数の対象文書及び複数の障害事由をいずれも包括的に規定しており、非開示の理由として、単に９条８号に該当と記載したのみでは、本件文書が９条８号前段の定めるどの文書に該当するのか、また、いかなる事実によりどの障害事由が存するのか全く不明である」と判示しているように、本件とは様相が異なる。すなわち、条例第７条第１号及び同条第２号というのは、包括的な規定ではなく、それ自体が個別具体的な事由を定めているものである。

イ　もっとも、本件通知書においては条例第７条第６号も根拠規定としているところ、「非公開とする部分の概要」には同号に対応するような記載が見受けられないため、これをどのように考えるかが問題となる。

この点、条例第７条第６号も、同条第１号及び同条第２号と同様に、包括的な規定ではなく、「実施機関の要請を受けて、個人又は法人等から、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」と具体的な事由が定められている。そして、本件対象文書に記載されている情報というのは、「『徳島滞納整理機構の活動状況について（令和２年５月３１日現在）』に記載する差押件数５３０件の内、不動産売却以外の債権取立の日時、金額及び差押債権について」であるところ、開示請求者すなわち審査請求人としては、条例第７条第６号との関係では、金融機関から、公にしないとの条件で任意に提供されたもの・・・と知り得ることが可能であるといえる。

そうすると、本件通知書の「非公開とする部分の概要」に条例第７条第６号に対応する記載がないというだけでは、理由付記の不備があったとまではいえない。

ウ　したがって、いずれにしても、本件においては、審査請求人が主張する「理由の不備」があったということはできない。

４　理由の追加について

実施機関は、弁明書において、新たな非公開事由として、条例第７条第４号アの該当性を主張した。審査請求人も指摘しているとおり、安易な理由の追加は、理由の提示制度を蔑ろにしかねないともいえるため、念のため検討しておく。

この点については、理由を追加した者の相手方（審査請求人）に反論の機会が保障されていないとすれば問題であるが、十分に反論できる状況があれば問題は生じないものと考える。本件においては、審査請求人は、審査請求の手続の中で、条例第７条第４号アの該当性について十分な反論ができているところであり、理由の追加を認めても差支えはない。

５　本件対象文書の標題部について

（１）本件対象文書には各頁における一番上の横欄に標題部があり、このうち「差押年月日」と「取立額」と「取立日」という記載については公開されているが、それ以外の記載については非公開となっている。

（２）条例第７条の各号該当性について

ア　審査請求人の主張の要旨は次のとおりである。

一般的標題を公開したとしても、特定個人を識別することはできないのであり、条例第７条第１号に該当しない。そして、条例第７条第１号に該当しないことにとどまらず、標題部には一般的な項目が記載されているにすぎないから、非公開事由である法人情報（条例第７条第２号）、任意提供情報（条例第７条第６号）及び事務執行情報（条例第７条第４号ア）に該当しない。

イ　これに対し、実施機関の主張の要旨は次のとおりである。

標題部を公開すると、実施機関が滞納処分の際にどのような情報を取得し、管理しているのかが明るみになり、徴税業務に支障が生じるおそれがある（条例第７条第４号ア）。すなわち、本件対象文書は、徳島滞納整理機構が保有する差押債権に関する情報が各項目に分けて記載されており、これらの項目が公になれば、同機構が滞納処分を行う際に、調査等により、どのような種類の情報を取得することができるのか、また、取得する必要があるのかが明るみになってしまう。そして、今後、滞納者が、かかる情報をもとに、同機構に対し、財産に関する情報の提供を拒み、差押対象財産を隠匿するおそれがある。

ウ　審査会の判断は次のとおりである。

標題部とは、あくまで項目のタイトルであって、これを単体で開示することにより何らかの利益が害されるというおそれは、あまり考えにくいことである。そして、審査会において、条例第２３条第１項に規定する手続を実施したところ、標題部の多くについては、条例第７条各号に該当するとは認められないものと判断した。すなわち、標題部のうち、本件決定で既に公開されている部分以外に、「状況」、「（債権差押通知書発送年月日）」、「システム処分年月日（差押効力発生日）（時効中断日）」、「市町村」、「滞納者」、「金融機関名」、「支店名」、「預金種別」、「口座番号」、「差押解除年月日（差押解除通知書発送年月日）」、「システム上の解除年月日（収納日✕・納付日〇）（取立日）（差押分領収日）（時効中断終了日）」、「満期日」、「備考」については、個人情報（条例第７条第１号）、法人情報（条例第７条第２号）、事務執行情報（条例第７条第４号ア）、任意提供情報（条例第７条第６号）のいずれにも該当しないということである。

もっとも、標題部の一部であるが、当該標題部について公開を認めると、実施機関による差押え等の徴収業務に支障を生じさせ、いわゆる税金逃れを行い易くすることにつながるおそれがあるところ、すなわち、実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、その事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるということであるから、当該標題部については、条例第７条第４号アに該当するといえるため、非公開としたことを妥当と判断した。

６　本件対象文書の標題部以外について

（１）本件対象文書における前記（５）の標題部を除く箇所全てを「標題部以外」と表現すると、「標題部以外」のうち、各頁における一番左の縦欄の数字（番号）と、個々の「差押年月日」と、個々の「取立額」と、個々の「取立日」については、公開されているが、それ以外については非公開となっている（ただし、個々の「差押年月日」と、個々の「取立額」と個々の「取立日」についても、非公開となっている箇所もある。）。

（２）条例第７条の各号該当性について

ア　審査請求人の主張の要旨は次のとおりである。

（ア）条例第７条第１号について

「賦課年度」、「担当年度」、「税目又は区分」、「滞納金額」、「金融機関名」、「口座番号」、「納期限」、「延滞金」、「加算金」、「滞納処分費」、「納付期限」、「備考」の情報を公開しても、特定個人を識別することはできない。

（イ）条例第７条第２号について

「賦課年度」、「担当年度」、「税目又は区分」、「滞納金額」、「金融機関名」、「口座番号」、「納期限」、「延滞金」、「加算金」、「滞納処分費」、「納付期限」、「備考」の情報を公開しても、当該法人の「その他正当な利益」を害するおそれは一切ない。

（ウ）条例第７条第４号アについて

実施機関が主張する不利益や支障は一般抽象的なものにすぎず、何ら具体的な不利益や支障について主張していない。

他の地方公共団体においては、実施機関が主張する差押情報を公開したとしても、具体的な支障は何ら報告されていない。大阪市、堺市

及び尼崎市は、差押日や差押金額、債権の種類、債権取立額とその日時、滞納金額、金融機関名と支店、預金の種類を公開しており、これらの地方公共団体は、上記情報を公開したとしても、個人情報、法人情報、任意提供情報及び事務執行情報に該当しないと判断しただけでなく、実際に徴税業務に具体的支障がないことを裏付ける。

滞納処分を実施するにあたり、いかなる情報をどのように収集しているのかは、法律等に規定があり本件対象文書を公開したからといって、いかなる情報を具体的にどのように収集しているかが公になるものではない。滞納処分による給料や預金の差押えの方法については、書籍が刊行されており、その書籍には、調査方法や債権の回収手法などが具体的に記載されているところ、本件対象文書を公開したからといって、実施機関が指摘するような支障は全く生じない、または抽象的な可能性にすぎない。

（エ）条例第７条第６号について

国税徴収法第１４１条に基づいて第三債務者から取得した情報は任意提供情報ではなく、条例第７条第６号の要件を満たしていない。

任意調査であるからといって任意提供情報に該当するという実施機関の論理は誤りであるし、実施機関は黙示の合意があったことを裏付ける起案文書等の書証を提出していない。

イ　これに対し、実施機関の主張の要旨は次のとおりである。

（ア）条例第７条第１号について

「賦課年度」、「担当年度」、「税目又は区分」、「滞納金額」、「納期限」、「延滞金」、「加算金」、「滞納処分費」、「納付期限」の情報は、そもそも本件対象文書に記載されていない。

「金融機関名」と「口座番号」は、口座名義人等の情報と一体的な情報であり、これらは、滞納者個人を識別できる情報である。

（イ）条例第７条第２号について

「賦課年度」、「担当年度」、「税目又は区分」、「滞納金額」、「納期限」、「延滞金」、「加算金」、「滞納処分費」、「納付期限」の情報は、そもそも本件対象文書に記載されていない。

「金融機関名」と「口座番号」は、口座名義人等の情報と一体的な情報であり、これらは、滞納者法人を識別できる情報である。

（ウ）条例第７条第４号アについて

本件対象文書記載の各債権差押処分に関する情報が公開されれば、徳島滞納整理機構が滞納処分を実施するにあたり、いかなる情報をどのように収集し、具体的にどのような財産を差し押さえているのかが公になってしまう。徳島滞納整理機構の調査能力が露呈し、今後、滞納者が、公開された情報を利用し、これまで、差押処分がなされたことのない金融機関に預金債権を移動したり、預金債権等を払い戻して他の財産に換価したりして、差押処分を免れようとするおそれ、任意の情報提供を拒むおそれがある。

（エ）条例第７条第６号について

国税徴収法第１４１条に基づく調査は、任意調査であり、これによって取得した情報は、任意提供情報である。

滞納処分に先立って、第三債務者から取得した情報は、非公開とするとの黙示的な合意の下、任意で提供を受けた情報であり、任意提供情報に該当する。

ウ　審査会の判断は次のとおりである。

（ア）条例第７条第１号について

実施機関が主張するとおり、「賦課年度」、「担当年度」、「税目又は区分」、「滞納金額」、「納期限」、「延滞金」、「加算金」、「滞納処分費」、「納付期限」の情報については、そもそも本件対象文書に記載されていない。

個々の「滞納者」の個人氏名、個々の個人の「金融機関名」、「口座番号」については、条例第７条第１号の「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当する。また、「備考」については、条例第７条第１号には該当しないが、条例第７条第４号アに該当する。詳細については後述する。

（イ）条例第７条第２号について

実施機関が主張するとおり、「賦課年度」、「担当年度」、「税目又は区分」、「滞納金額」、「納期限」、「延滞金」、「加算金」、

「滞納処分費」、「納付期限」の情報については、そもそも本件対象文書に記載されていない。

個々の「滞納者」の法人名称、個々の法人の「金融機関名」、「口座番号」については、条例第７条第２号の、法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当する。また、「備考」については、条例第７条第２号には該当しないが、条例第７条第４号アに該当する。詳細については後述する。

（ウ）条例第７条第４号アについて

標題部以外の個々の内容については、その多くが、公開を認めると、実施機関による差押え等の徴収業務に支障を生じさせ、いわゆる税金逃れを行い易くすることにつながるおそれが出てくる。この点については、審査請求人が主張するような大阪市、堺市、尼崎市といった大規模な自治体と安易に比較することはできない。すなわち、徳島滞納整理機構は、大規模な自治体よりも取扱件数が少ないものの、構成する市町村から滞納税金の徴収が困難である案件を受託している。そうすると、実施機関が主張するように、滞納者の中には、正当な理由なく滞納税金の納付を頑なに拒み、何とか滞納税金の納付を免れようと画策するものもみられるということは、現実的に起こりうる問題といえる。そして、そもそも困難な案件である上、取扱件数も少ないため、かえってわずかな部分の公開で推察がされやすいといえる。このように、徳島滞納整理機構には特有の事情が存在しており、審査請求人が主張する他の大規模な自治体と一概に比較できるものではない。また、大阪市、堺市、尼崎市も各自がそれぞれ異なる内容を開示しており、すなわち特定の項目を見ても開示している自治体もあれば開示していない自治体もある。

したがって、個々の「状況」、個々の「差押年月日（債権差押通知書発送年月日）」、個々の「システム処分年月日（差押効力発生日）（時効中断日）」、個々の「市町村」、個々の「金融機関名」、個々の「支店名」、個々の「預金種別」、個々の「差押解除年月日（差押解除通知書発送年月日）」、個々の「システム上の解除年月日（収納日×・納付日〇）（取立日）（差押分領収日）（時効中断終了

日）」、個々の「満期日」、「備考」の内容については、条例第７条第４号アの、実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、その事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれに該当する。

(エ) 条例第７条第６号について

本件においては、上記のとおり条例第７条第１号、同条第２号、同条第４号アのいずれかに該当することになるから、条例第７条第６号の該当性については判断をするまでもない。

７　結語

以上の理由により、「第１　審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県市町村総合事務組合情報公開審査会

会　長　谷　風雲

委　員　広瀬憲発

委　員　真鍋恵美子